

一般社団法人日本アントロポゾフィー看護協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本アントロポゾフィー看護協会と称する。英語名を Japanese Association for Anthroposophic Nursing、略称をJAANと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県豊田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、ゲーテアナム精神科学自由大学医学部門ICANA (International Council of Anthroposophic Nursing Associations) などとの協力関係のもと、日本におけるアントロポゾフィー看護の普及と発展を図ること、およびアントロポゾフィー看護を通して人々の健康と福祉に貢献することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) アントロポゾフィー看護の実践及び研究のための環境整備。
- (2) アントロポゾフィー看護に関する情報発信。
- (3) アントロポゾフィー看護師を育成するための教育事業。
- (4) 上記の他、当法人の目的を達成するために必要な事業。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告を公告方法とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

下記のいずれかの条件を満たし、当法人の目的に賛同して入会しこの法人の運営に協力する個人。

- ①日本の保健師助産師看護師法に定める各種免許を所有する者
- ②日本国外において、①と同等と考えられる資格を取得または認定されている者

(2) その他の会員

当法人の事業を賛同するために入会した個人及び団体。

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の正会員又はその他の会員になろうとする者は、別に定める書面により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

2. 理事会は、前項の入会申込者が正会員申込者の場合にはこの定款、その他の会員申込者の場合には当法人の会員規程に定める要件を満たし、第3条に定める目的に賛同するものであると認める時は、正当な理由がない限り、入会を承諾する。また、入会を承諾しないときには、理事会での協議および議決を経、その理由を付した書面をもって入会申込者に対し、代表理事がその旨を通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
3. 当法人は、既納の入会金、会費およびその他の拋出金品は、返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項の規定により会員を除名する場合には、法人は当該会員に対し、社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散若しくは破産したとき。

(正会員名簿)

第11条 当法人は、正会員の氏名又は名称及び住所を記載した正会員名簿を作成する。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告および決算（計算書類）等の承認
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 会員の除名
- (4) 定款の変更
- (5) 法人の解散または合併および残余財産の処分
- (6) 正会員の要件ならびに正会員費の額
- (7) 理事会等で定めた規則・規程等の制定および改廃の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2. 当法人は、「定時総会」および「臨時総会」をもって、各々、一般法人法上の「定時社員総会」および「臨時社員総会」とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事（第20条に規定する代表理事をいう。以下同じ。）が招集する。

2. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会に出席している正会員より選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
 - (4) 法人の解散または合併および残余財産の処分
 - (5) その他法令で定められた事項
3. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することを委任することができる。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
2. 理事のうち、1名を代表理事とし、副代表理事を2名以内、専務理事を1名置くことができる。
3. 前項の代表理事をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
4. 副代表理事は、代表理事に事故があったときに当該年度の総会終結までその役務を代行する。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2. 代表理事、副代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3. 監事は当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族（その他当該理事と法令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。
- 3. 代表理事、副代表理事及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項の決定
- (2) 総会の議決した事項の執行の決定
- (3) 事業計画および事業予算の策定・変更
- (4) 規程等の制定、変更及び廃止
- (5) 理事の職務執行の監督
- (6) 代表理事、副代表理事、専務理事の選定及び解職
- (7) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり当年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経る。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成

し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第2号から第3号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第37条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第39条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）

第40条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体、特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与するものとする。

第9章 附則

（最初の事業年度）

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年12月31日までとする。

（設立時の役員）

第42条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	揚妻	由美子
	宇野	朗子
	久保	さえり
	千田	恵子
	鶴田	史枝
設立時代表理事	久保	さえり

設立時監事 石濱 すずな
八尋 美千代

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第43条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 愛知県・・・

設立時社員 揚妻 由美子

住所 滋賀県・・・

設立時社員 石濱 すずな

住所 京都府・・・

設立時社員 宇野 朗子

住所 福岡県・・・

設立時社員 川池 由佳里

住所 奈良県・・・

設立時社員 久保 さえり

住所 兵庫県・・・

設立時社員 千田 恵子

住所 神奈川県・・・

設立時社員 鶴田 史枝

住所 東京都・・・

設立時社員 村上 典子

(法令の準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。